

## 本書について

本書は「道路運送車両の保安基準（以下、保安基準）」及び「独立行政法人自動車技術総合機構 審査事務規程（以下、審査事務規程）」の各原文（抜粋）を収録したものです。

保安基準は、令和5年9月22日公布（国土交通省令第74号）、同日施行までを収録しています。

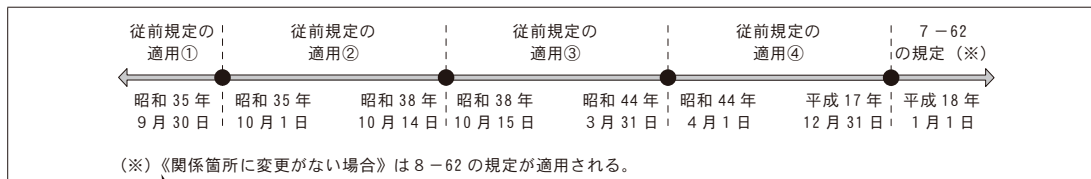
審査事務規程は、令和6年2月1日公布（令和6年2月1日規程第22号）同日施行の第55次改正までを収録しています。

通常、審査事務規程の並びは「#-1 装備要件」、「#-2 性能要件」、「#-3 取付要件」、「#-4 適用関係の整理」となっていますが、本書では、製作年月日により適用関係の整理が適用される自動車であるかをはじめに確認して規程を調べる、という実務の形態を参考に、次のように点線で囲み「#-4 適用関係の整理」を先頭に移動しています。

点線内は適用関係の整理の原文である

### 7-62-4 適用関係の整理

- (1) 昭和35年9月30日以前に製作された自動車については、7-62-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。
- (2) 昭和38年10月14日以前に製作された自動車については、7-62-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。
- (3) 昭和44年3月31日以前に製作された自動車については、7-62-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。
- (4) 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、7-62-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。



実線内は原文をもとに作成した適用関係の整理一覧図である

# 目次

## 道路運送車両の保安基準

制 定 昭 和 26 年 7 月 28 日 運 輸 省 令 第 67 号  
 最 終 改 正 令 和 5 年 9 月 22 日 国 土 交 通 省 令 第 74 号

## 独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程

制 定 平 成 28 年 4 月 1 日 規 程 第 2 号  
 第 55 次 改 正 令 和 6 年 2 月 1 日 規 程 第 22 号

※目次において罫線で囲っているものが保安基準であり、その他の審査事務規程である。

### 第1章 総則

1-1	目的	7
1-2	適用	7

#### 第1条 用語の定義 7

1-3	用語の定義	8
1-4	二輪車の基準を適用する自動車	31

#### 第1条の2 燃料の規格 31

1-5	燃料の規格	31
1-6	国との業務協力	32

### 第2章 自動車の型式の指定等に係る審査の実施方法

2-1	審査の開始	32
2-2	審査の実施方法	32
2-3	型式の指定に係る審査	33
2-4	特定改造等の許可に係る審査（自動車）	34
2-5	特定改造等の許可に係る審査（業務管理システム）	34
2-6	審査の手数料	35

### 第3章 自動車の型式の指定等に係る審査結果の通知方法

3-1	審査結果の通知方法	35
-----	-----------	----

### 第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法

4-1	敷地等における秩序維持等	35
4-2	自動車検査場における掲示等	37
4-3	自動車検査場における審査時間及び検査コースの閉鎖	38
4-4	不適切な補修等	39
4-5	製作年月日	39
4-6	審査の開始	40
4-7	審査の実施方法等	41
4-8	審査状況等の電磁的な記録	44
4-9	受検車両と書面の同一性確認	45
4-10	車載式故障診断装置を活用した検査（OBD検査）	46
4-11	再入場	46
4-12	書面の提出又は提示	46
4-13	新規検査等の提出書面審査	49
4-14	並行輸入自動車の事前書面審査	49
4-15	改造自動車の事前書面審査	50
4-16	特種用途自動車の審査	50
4-17	貨物自動車の審査	51

#### 第1条の3 破壊試験 52

4-18	破壊試験	52
4-19	自動車検査証記録事項の変更等に係る保安基準適合性の審査	53
4-20	架装等により車両重量が増加した乗用自動車等の審査	53

4-21	自動運行装置を備える自動車の審査	54
4-22	作業用附属装置等を備えた自動車の審査	55
4-23	軌陸車等の架装の仕様の確認	55
4-24	貨物自動車等の燃料タンクの容量等の算定及び確認	55

4-25	圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器等再試験	55
4-26	基準適合性審査時におけるその他確認事項	56
4-27	車台番号等の打刻作業等	56
4-28	出張検査場における審査	57

### 第5章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法

5-1	審査結果の通知方法	57
5-2	審査結果通知情報の自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票への記載	57
5-3	審査結果通知情報	57
5-4	審査結果等の通知	75

### 第6章 新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車）／省規

### 第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

### 第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

7-1	適用	76
8-1	適用	76

#### 《大きさ関係》

#### 第2条 長さ、幅及び高さ 76

7-2	長さ、幅及び高さ	77
8-2	長さ、幅及び高さ	87

#### 第3条 最低地上高 87

7-3	最低地上高	87
8-3	最低地上高	88

#### 第4条 車両総重量 88

7-4	車両総重量	88
8-4	車両総重量	89

#### 第4条の2 軸重等 89

7-5	軸重等	89
8-5	軸重等	94

#### 第5条 安定性 94

7-6	安定性	94
8-6	安定性	98

#### 第6条 最小回転半径 98

7-7	最小回転半径	98
8-7	最小回転半径	102

#### 第7条 接地部及び接地圧 102

7-8	接地部及び接地圧	102
8-8	接地部及び接地圧	103

#### 《原動機・シャシ関係》

#### 第8条 原動機及び動力伝達装置 103

7-9	原動機及び動力伝達装置	103
8-9	原動機及び動力伝達装置	106
7-10	速度抑制装置	108
8-10	速度抑制装置	110

#### 第9条 走行装置等 112

7-11	走行装置	112
------	------	-----

8-11	走行装置	118	7-30	オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	387
<b>第10条 操縦装置</b>		<b>119</b>	8-30	オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	392
7-12	操縦装置	119	7-31	自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	394
8-12	操縦装置	133	8-31	自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	400
<b>第11条 かじ取装置</b>		<b>134</b>	7-32	ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	402
7-13	かじ取装置	134	8-32	ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	405
8-13	かじ取装置	143	7-33	車枠及び車体の歩行者保護性能	406
<b>第11条の2 施錠装置等</b>		<b>145</b>	8-33	車枠及び車体の歩行者保護性能	414
7-14	施錠装置等	145	7-34	バスの車両転覆時の車枠及び車体の乗員保護性能	415
8-14	施錠装置等	147	8-34	バスの車両転覆時の車枠及び車体の乗員保護性能	416
<b>第12条 制動装置</b>		<b>147</b>	7-35	車体表示	416
7-15	トラック・バスの制動装置	147	8-35	車体表示	416
8-15	トラック・バスの制動装置	167	<b>第18条の2 巻込防止装置等</b>		<b>417</b>
7-16	乗用車の制動装置	172	7-36	巻込防止装置	417
8-16	乗用車の制動装置	181	8-36	巻込防止装置	420
7-17	二輪車の制動装置	183	7-37	突入防止装置	421
8-17	二輪車の制動装置	189	8-37	突入防止装置	440
7-18	大型特殊自動車等の制動装置	191	7-38	前部潜り込み防止装置	441
8-18	大型特殊自動車等の制動装置	199	8-38	前部潜り込み防止装置	443
7-19	被牽引自動車の制動装置	200	<b>第19条 連結装置</b>		<b>444</b>
8-19	被牽引自動車の制動装置	206	7-39	連結装置	444
7-20	衝突被害軽減制動制御装置	207	8-39	連結装置	444
8-20	衝突被害軽減制動制御装置	215	<b>《室内関係》</b>		
<b>第13条 連結車両の制動装置</b>		<b>216</b>	<b>第20条 乗車装置</b>		<b>444</b>
7-21	牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置	216	7-40	乗車装置	445
8-21	牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置	232	8-40	乗車装置	446
<b>第14条 緩衝装置</b>		<b>233</b>	<b>第21条 運転者席</b>		<b>447</b>
7-22	緩衝装置	234	7-41	運転者席	447
8-22	緩衝装置	235	8-41	運転者席	452
<b>第15条 燃料装置</b>		<b>236</b>	<b>第22条 座席</b>		<b>454</b>
7-23	燃料装置	236	7-42	座席	454
8-23	燃料装置	250	8-42	座席	485
<b>第16条 発生炉ガス燃料装置</b>		<b>251</b>	<b>第22条の2 補助座席定員</b>		<b>486</b>
7-24	発生炉ガスの燃料装置	251	7-43	補助座席定員	486
8-24	発生炉ガスの燃料装置	251	8-43	補助座席定員	486
<b>第17条 高圧ガス燃料装置</b>		<b>251</b>	<b>第22条の3 座席ベルト等</b>		<b>486</b>
7-25	高圧ガスの燃料装置	251	7-44	座席ベルト等	487
8-25	高圧ガスの燃料装置	308	8-44	座席ベルト等	503
<b>第17条の2 電気装置</b>		<b>321</b>	7-45	座席ベルト非装着時警報装置	504
7-26	電気装置	321	8-45	座席ベルト非装着時警報装置	507
8-26	電気装置	349	<b>第22条の4 頭部後傾抑止装置等</b>		<b>508</b>
7-27	サイバーセキュリティシステム及びプログラム等 改変システム	357	7-46	頭部後傾抑止装置等	508
8-27	サイバーセキュリティシステム及びプログラム等 改変システム	360	8-46	頭部後傾抑止装置等	511
<b>《車体関係》</b>					
<b>第18条 車枠及び車体</b>		<b>361</b>			
7-28	車枠及び車体	363			
8-28	車枠及び車体	376			
7-29	フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	377			
8-29	フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	384			

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

別表

様式

別添

告示

通達

第22条の5 年少者用補助乗車装置等	511
7-47 年少者用補助乗車装置等	512
8-47 年少者用補助乗車装置等	515
第23条 通路	517
7-48 通路	517
8-48 通路	519
第24条 立席	519
7-49 立席	519
8-49 立席	520
第25条 乗降口	520
7-50 乗降口	520
8-50 乗降口	530
第26条 非常口	531
7-51 非常口	531
8-51 非常口	534
第27条 物品積載装置	534
7-52 物品積載装置	534
8-52 物品積載装置	540
第28条 高压ガス運送装置	540
7-53 高压ガス運送装置	541
8-53 高压ガス運送装置	541
第29条 窓ガラス	541
7-54 窓ガラス	541
8-54 窓ガラス	549
7-55 窓ガラス貼付物等	549
8-55 窓ガラス貼付物等	557
《騒音・排出ガス関係》	
第30条 騒音防止装置	557
7-56 騒音防止装置	557
8-56 騒音防止装置	594
第31条 ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	594
7-57 排出ガス等発散防止装置	595
8-57 排出ガス等発散防止装置	595
7-58 排気管からの排出ガス発散防止性能	595
8-58 排気管からの排出ガス発散防止性能	628
7-59 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持	628
8-59 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持	637
7-60 ブローバイ・ガス還元装置	638
8-60 ブローバイ・ガス還元装置	639
7-61 燃料蒸発ガス発散防止装置	639
8-61 燃料蒸発ガス発散防止装置	641
7-62 冷房装置の導管等	642
8-62 冷房装置の導管等	642
7-63 排気管	642
8-63 排気管	643
第31条の2 窒素酸化物排出自動車等の特例	643
7-64 窒素酸化物排出自動車等の特例	643
8-64 窒素酸化物排出自動車等の特例	648

《灯火関係》

第32条 前照灯等	649
7-65 走行用前照灯	649
8-65 走行用前照灯	654
7-66 すれ違い用前照灯	656
8-66 すれ違い用前照灯	665
7-67 配光可変型前照灯	666
8-67 配光可変型前照灯	672
7-68 前照灯照射方向調節装置	673
8-68 前照灯照射方向調節装置	674
7-69 前照灯洗浄器	674
8-69 前照灯洗浄器	675
第33条 前部雾灯	676
7-70 前部雾灯	676
8-70 前部雾灯	679
7-71 前部雾灯照射方向調節装置	680
8-71 前部雾灯照射方向調節装置	680
第33条の2 側方照射灯	680
7-72 側方照射灯	681
8-72 側方照射灯	683
第33条の3 低速走行時側方照射灯	683
7-73 低速走行時側方照射灯	683
8-73 低速走行時側方照射灯	685
第34条 車幅灯	685
7-74 車幅灯	685
8-74 車幅灯	692
第34条の2 前部上側端灯	693
7-75 前部上側端灯	693
8-75 前部上側端灯	695
第34条の3 昼間走行灯	696
7-76 昼間走行灯	696
8-76 昼間走行灯	697
第35条 前部反射器	698
7-77 前部反射器	698
8-77 前部反射器	700
第35条の2 側方灯及び側方反射器	700
7-78 側方灯	701
8-78 側方灯	705
7-79 側方反射器	705
8-79 側方反射器	710
第36条 番号灯	710
7-80 番号灯	710
8-80 番号灯	712
第37条 尾灯	713
7-81 尾灯	713
8-81 尾灯	718
第37条の2 後部雾灯	719
7-82 後部雾灯	719
8-82 後部雾灯	722
第37条の3 駐車灯	723
7-83 駐車灯	723
8-83 駐車灯	727

第 37 条の 4 後部上側端灯	728	第 43 条の 4 停止表示器材	805
7 - 84 後部上側端灯	728	7 - 100 停止表示器材	805
8 - 84 後部上側端灯	730	8 - 100 停止表示器材	806
第 38 条 後部反射器	730	第 43 条の 5 盗難発生警報装置	806
7 - 85 後部反射器	730	7 - 101 盗難発生警報装置	806
8 - 85 後部反射器	734	8 - 101 盗難発生警報装置	807
第 38 条の 2 大型後部反射器	734	第 43 条の 6 車線逸脱警報装置	808
7 - 86 大型後部反射器	734	7 - 102 車線逸脱警報装置	808
8 - 86 大型後部反射器	736	8 - 102 車線逸脱警報装置	810
第 38 条の 3 再帰反射材	737	第 43 条の 7 車両接近通報装置	810
7 - 87 再帰反射材	737	7 - 103 車両接近通報装置	810
8 - 87 再帰反射材	740	8 - 103 車両接近通報装置	811
第 39 条 制動灯	740	第 43 条の 8 事故自動緊急通報装置	811
7 - 88 制動灯	741	7 - 104 事故自動緊急通報装置	812
8 - 88 制動灯	746	8 - 104 事故自動緊急通報装置	813
第 39 条の 2 補助制動灯	747	第 43 条の 9 側方衝突警報装置	813
7 - 89 補助制動灯	747	7 - 105 側方衝突警報装置	814
8 - 89 補助制動灯	750	8 - 105 側方衝突警報装置	814
第 40 条 後退灯	751	第 43 条の 10 車両後退通報装置	815
7 - 90 後退灯	751	第 44 条 後写鏡等	815
8 - 90 後退灯	756	7 - 106 後写鏡	816
第 41 条 方向指示器	757	8 - 106 後写鏡	824
7 - 91 方向指示器	757	7 - 107 直前及び側方の視界	826
8 - 91 方向指示器	784	8 - 107 直前及び側方の視界	831
第 41 条の 2 補助方向指示器	785	第 44 条の 2 後退時車両直後確認装置	834
7 - 92 補助方向指示器	785	7 - 108 後退時車両直後確認装置	834
8 - 92 補助方向指示器	787	8 - 108 後退時車両直後確認装置	836
第 41 条の 3 非常点滅表示灯	787	第 45 条 窓ふき器等	837
7 - 93 非常点滅表示灯	788	7 - 109 窓ふき器等	837
8 - 93 非常点滅表示灯	791	8 - 109 窓ふき器等	840
第 41 条の 4 緊急制動表示灯	791	第 46 条 速度計等	841
7 - 94 緊急制動表示灯	792	7 - 110 速度計等	841
8 - 94 緊急制動表示灯	793	8 - 110 速度計等	843
第 41 条の 5 後面衝突警告表示灯	794	第 46 条の 2 事故情報計測・記録装置	844
7 - 95 後面衝突警告表示灯	794	7 - 110 の 2 事故情報計測・記録装置	844
8 - 95 後面衝突警告表示灯	795	8 - 110 の 2 事故情報計測・記録装置	844
第 42 条 その他の灯火等の制限	795	第 47 条 消火器	844
7 - 96 その他の灯火等の制限	795	7 - 111 消火器	844
8 - 96 その他の灯火等の制限	802	8 - 111 消火器	847
《警音器・後写鏡・速度計 他》		第 47 条の 2 内圧容器及びその附属装置	847
第 43 条 警音器	802	7 - 112 内圧容器及びその附属装置	847
7 - 97 警音器	802	8 - 112 内圧容器及びその附属装置	847
8 - 97 警音器	803	第 48 条 自動運行装置	847
第 43 条の 2 非常信号用具	804	7 - 113 自動運行装置	848
7 - 98 非常信号用具	804	8 - 113 自動運行装置	852
8 - 98 非常信号用具	804	第 48 条の 2 運行記録計	852
第 43 条の 3 警告反射板	804	7 - 114 運行記録計	852
7 - 99 警告反射板	804	8 - 114 運行記録計	853
8 - 99 警告反射板	805	第 48 条の 3 速度表示装置	853
		7 - 115 速度表示装置	854
		8 - 115 速度表示装置	855

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

第 8 章

第 9 章

第 10 章

第 11 章

第 12 章

別表

様式

別添

告示

通達

《緊急自動車・旅客自動車 他》

第49条 緊急自動車	855
7-116 緊急自動車	855
8-116 緊急自動車	856
第49条の2 道路維持作業用自動車	856
7-117 道路維持作業用自動車	856
8-117 道路維持作業用自動車	856
第49条の3 自主防犯活動用自動車	856
7-118 自主防犯活動用自動車	857
8-118 自主防犯活動用自動車	857
第50条 旅客自動車運送事業用自動車	857
7-119 旅客自動車運送事業用自動車	857
8-119 旅客自動車運送事業用自動車	864
第50条の2 ガス運送容器を備える自動車等	864
7-120 ガス運送容器を備える自動車等	864
8-120 ガス運送容器を備える自動車等	866
第51条 火薬類を運送する自動車	867
7-121 火薬類を運送する自動車	867
8-121 火薬類を運送する自動車	867
第52条 危険物を運送する自動車	867
7-122 危険物を運送する自動車	868
8-122 危険物を運送する自動車	870
第53条 乗車定員及び最大積載量	870
7-123 乗車定員	870
8-123 乗車定員	872
7-124 最大積載量	872
8-124 最大積載量	874
第54条 臨時乗車定員	875
7-125 臨時乗車定員	875
8-125 臨時乗車定員	875
第55条 基準の緩和	875
第56条 製造又は改造の過程にある自動車	875
第57条 法第99条の自動車	876
第58条 適用関係の整理	876
第58条の2 締約国登録自動車の特例	876
<b>第9章 テスタ等による機能維持確認</b>	
9-1 適用	876
9-2 かじ取車輪の整列状態 (サイドスリップ・テスト)	876
9-3 制動装置の性能及び制動能力 (ブレーキ・テスト)	876
9-4 窓ガラスの透過率 (可視光線透過率測定器)	878
9-5 自動車が発する騒音の大きさ (騒音計等)	878
9-6 自動車から排出される一酸化炭素及び炭化水素の濃度 (一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器)	881
9-7 自動車から排出される排出物の光吸収係数又は黒煙による汚染度 (オパシメータ又は黒煙測定器)	883
9-8 走行用前照灯の明るさ及び照射方向 (前照灯試験機)	888
9-9 すれ違い用前照灯の明るさ及び照射方向 (前照灯試験機)	890

9-10 配光可変型前照灯の明るさ及び照射方向 (前照灯試験機)	892
9-11 灯火器の灯光の色 (色度座標測定機器)	895
9-12 警音器の音の大きさ (騒音計等)	895
9-13 速度計の指度の誤差 (速度計試験機)	896
9-14 サイレンの音の大きさ (騒音計等)	897
9-15 車載式故障診断装置の診断結果の読み出し (検査用スキャンツール)	897
<b>第10章 立入検査又は街頭検査/省略</b>	
<b>第11章 臨時検査/省略</b>	
<b>第12章 雑則/省略</b>	
<b>附則/省略</b>	
<b>別表</b>	
別表1 添付書面一覧/省略	
別表2 外国の試験機関/省略	
別表3 欠番	
別表4 ロードインデックスに対応する負荷能力	900
別表5 異なる速度における負荷能力	901
別表6 NOx・PM 法対策地域及びNOx 法特定地域	902
別表7 排出ガス規制区分別排出基準の適否	903
別表8 窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準	903
別表9 NOx・PM 法の特定期日	904
<b>様式/1~15 省略</b>	
様式16 ガス容器等再試験結果証明書	905
<b>別添</b>	
別添1 試験規程/省略	
別添2 新規検査等提出書面審査要領/省略	
別添3 並行輸入自動車審査要領/省略	
別添4 改造自動車審査要領	906
別添5 出張検査実施要領/省略	
別添6 街頭検査等実施要領/省略	
別添7 自動車の走行性能の技術基準	933
別添8 連結車両の走行性能の技術基準	934
別添9 近接排気騒音の測定方法 (絶対値規制適用時)	935
別添10 近接排気騒音の測定方法 (相対値規制適用時)	937
別添11 無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法	939
別添12 無負荷急加速黒煙の測定方法	940
別添13 灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法	941
別添14 ワンマンバスの構造要件	948
別添15 ワンマンバスの構造要件 (平成24年6月30日以前に製作された自動車に適用)	950
別添16 業務量統計システム報告要領/省略	
<b>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示</b>	
別添12 乗用車の制動装置の技術基準	952
別添91 連節バスの構造要件	960
別添92 2階建バスの構造要件	962
<b>通達 他</b>	
自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて (依命通達)	963
「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて (依命通達)」の細部取扱いについて	965
日本国政府及びアメリカ合衆国政府による自動車及び自動車部品に関する措置 (抜粋)	966

- (5) 貨物の運送の用に供する自動車
  - (6) 前各号の自動車の形状に類する自動車
  - (7) 二輪自動車
  - (8) 側車付二輪自動車
  - (9) 三輪自動車
  - (10) カタビラ及びそりを有する軽自動車
  - (11) 大型特殊自動車
  - (12) 小型特殊自動車
- 8 自動車の車体の後面には、最大積載量（タンク自動車にあっては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名）を表示しなければならない。
- 9 専ら小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業若しくは同条第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う施設に通う児童、生徒又は幼児の運送を目的とする自動車（乗車定員 11 人以上のものに限る。）の車体の前面、後面及び両側面には、告示で定めるところにより、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示をしなければならない。

## 7-28 車枠及び車体

**7-28-4 適用関係の整理**

(1) 昭和 34 年 9 月 15 日以前に製作された自動車（最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が長くなる改造を行う場合を除く。）については、7-28-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。

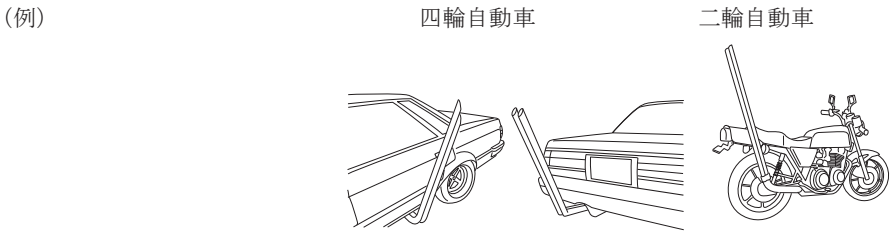
(2) 昭和 49 年 6 月 30 日以前に製作された自動車（回転部分が突出する改造を行ったものを除く。）については、7-28-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。

(3) 平成 20 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、7-28-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。

従前規定の 適用①	従前規定の 適用②	従前規定の 適用③	7-28 の規定（※ 3）
昭和 34 年 9 月 15 日（※ 1）	昭和 34 年 9 月 16 日	昭和 49 年 6 月 30 日（※ 2）	平成 21 年 1 月 1 日
昭和 34 年 9 月 15 日	昭和 49 年 7 月 1 日	平成 20 年 12 月 31 日	

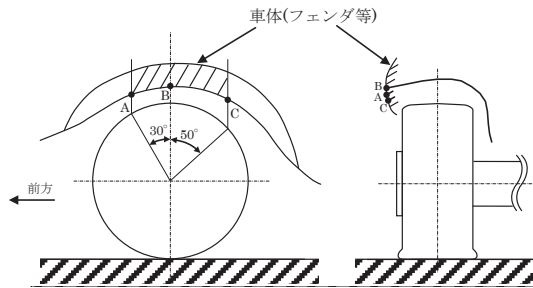
※ 1：最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が長くなる改造を行う場合を除く。  
 ※ 2：回転部分が突出する改造を行ったものを除く。  
 ※ 3：《関係箇所に変更がない場合》は 8-28 の規定が適用される。

- 7-28-1 性能要件（視認等による審査）**
- (1) 車枠及び車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものとして強度、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。
- ① 車枠及び車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものであること。
  - ② 車体は、車枠に確実に取付けられ、振動、衝撃等によりゆるみを生じないようにになっていること。
  - ③ 車枠及び車体は、著しく損傷していないこと。
- (2) 車体の外形その他自動車の形状は、視認等その他適切な方法により審査したときに、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。
- ただし、大型特殊自動車にあっては、この限りでない。
- なお、次の例に掲げるものについては、他の交通の安全を妨げるおそれのあるものとして取扱うものとする。



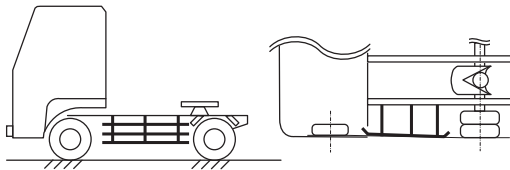
- (3) 次に該当する車枠及び車体は、(2) の基準に適合するものとする。
- ① 自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30° 及び後方 50° に交わる 2 平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないもの。
- この場合において、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30° 及び後方 50° に交わる 2 平面によりはさまれる範囲の最外側がタイヤとなる部分については、外側方向への突出量が 10mm 未満の場合には「外側方向に突出していないもの」とみなす。

(参考図)

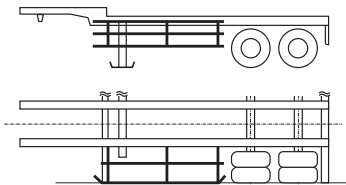


- ② 貨物の運送の用に供する普通自動車の後車輪であって、7-36の基準に適合する巻込防止装置等を備えており、かつ、当該巻込防止装置等の平面部が最外側にある前車輪及び後車輪のそれぞれの車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側（車軸中心より下方の部位を除く。）の鉛直線と接地面との交点を結ぶ直線（前車輪を有しない被牽引自動車にあっては、後車輪の車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側（車軸中心より下方の部位を除く。）の鉛直線と接地面との交点を通り車両中心線に平行な直線）より外側に取付けられているもの

(参考図) 例 1



例 2



- ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 2.8t 以下の自動車に備えるエア・スポイラ（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるもの並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるものを除く。）であって、次の要件に適合するもの

ア エア・スポイラは、自動車の前部及び後部のいずれの部分においても、自動車の最前端又は最後端とならないものであること。

ただし、バンパの下端より下方にある部分であって、直径 100mm の球体が静的に接触することのできる部分（フロアラインより下方の部分を除く。）の角部が半径 5mm 以上であるもの又は角部の硬さが 60 ショア (A) 以下の場合にあっては、この限りでない。

イ エア・スポイラ（バンパの下端より下方にある部分及び地上 1.8m を超える部分を除く。）は、直径 100mm の球体が静的に接触することのできる部分に半径 2.5mm 未満の角部を有さないものであること。

ただし、角部の硬さが 60 ショア (A) 以下のとき、又は角部の高さが 5mm 未満の場合若しくは角部の間隔（直径 100mm の球体を 2 つの角部に静的に接触させたときの接点間の距離をいう。）が 40mm 以下の場合であって角部が次表に定める角部の形状の要件を満足するときは、この限りでない。

角部の高さ (h)	角部の形状	角部の間隔 (δ)	角部の形状
h < 5mm	角部に外向きの尖った部分 又は鋭い部分がないこと。	25 < δ ≤ 40mm	角部の半径が 1.0mm 以上であること。
		δ ≤ 25	角部の半径が 0.5mm 以上であること。

ウ エア・スポイラは、その附近における車体の最外側（バンパの上端より下方にある部分にあっては、当該自動車の最外側）とならないものであること。

エ エア・スポイラは、側方への翼状のオーバー・ハング部を有していないものであること。

ただし、次に掲げるいずれかの場合にあっては、この限りでない。

(ア) 側方への翼状のオーバー・ハング部の側端の部分と車体のすき間が 20mm を超えない場合

(イ) 側方への翼状のオーバー・ハング部の側端が当該自動車の最外側から 165mm 以上内側にある場合

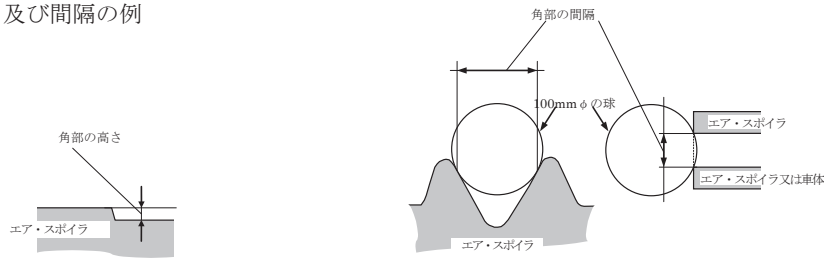
(ウ) 側方への翼状のオーバー・ハング部のうち当該自動車の最外側から 165mm 以上内側にない部分が、歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造である場合。

この場合において、側方への翼状のオーバー・ハング部の側端附近に、車両中心線に平行な後向き方向に 245N 以下の力を加えたとき、当該自動車の最外側から 165mm 以上内側にない部分がたわむ、回転する又は脱落するものは、「歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造」とする。

オ エア・スポイラは、溶接、ボルト・ナット、接着剤等により車体に確実に取付けられている構造であること。



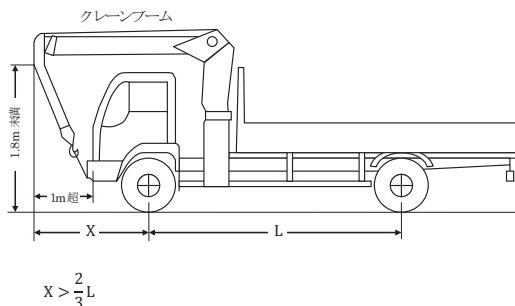
(例) 角部の高さ及び間隔の例



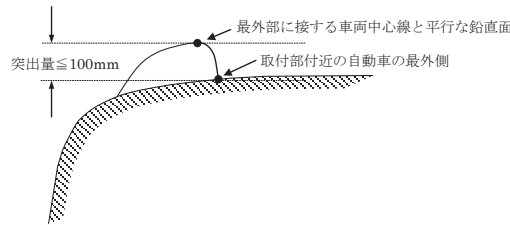
- ④ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車が直進姿勢をとった場合において、車輪の左右両端が緩衝装置により挟まれているもの
- ⑤ 二輪自動車が直進姿勢をとった場合において、後車輪の左右両端が運転者の乗車装置（座席又は足かけ（格納式のもの）は展開した状態）より車両の外側方向に突出していないもの
- (4) 次に掲げるエア・スポイラであって損傷のないものは、(3) ③の基準に適合するものとする。
  - ① 指定自動車等に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているエア・スポイラ
  - ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているエア・スポイラ又はこれに準ずる性能を有するエア・スポイラ
  - ③ 法第75条の3第1項の規定に基づき外装の装置の指定を受けた自動車に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているエア・スポイラ又はこれに準ずる性能を有するエア・スポイラ
- (5) 自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、(2) の基準に適合しないものとする。

なお、平成22年3月31日以前に製作された自動車であって、7-2-5及び7-2-6の基準を適用したものにあっては、⑩の規定は適用しない。

- ① バンパの端部であって、通行人の被服等を引掛けるおそれのあるもの
- ② 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えられているアンテナ（高さ2.0m以下に備えられているものに限る。）であって、その一部又は全部が自動車の最外側から突出しているもの
- ③ 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えられているホイール、ホイールナット、ハブキャップ及びホイール・キャップであって、ホイールのリムの最外側を超えて突出する鋭利な突起を有するもの
- ④ 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える外開き窓（高さ2.0m以下に備えられているものに限る。）であって、その一部又は全部が自動車の最外側から突出しているもの又はその端部が自動車の進行方向に向いているもの
- ⑤ 後写鏡及び後方等確認装置の取付金具に鋭利な突起を有しているもの
- ⑥ ホイールのリムの全周における最外側を超えて突出するスピナー、ウイングナット及び車輪に取付けるプロペラ状の装飾品等を有するもの
- ⑦ レバー式のドア・ハンドルで先端が自動車の進行方向に向いているもの（先端が内側へ曲げてあるもの、保護装置を有するもの等他の交通の安全を妨げるおそれの少ないものを除く。）
- ⑧ 貨物自動車に備える簡易クレーンのクレーンブームであって、その車両前方への突出量及び前端的取付高さが次に該当するもの
  - ア 最前部の車軸中心からクレーンブームの最前端までの水平距離が軸距の3分の2を超えるもの
  - イ クレーン部を除く自動車の最前部（後写鏡、バンパその他の自動車前面に備える附属物を除く。）からクレーンブームの最前端までの水平距離が1mを超えるもの
  - ウ クレーンブームの最前端の下縁の高さが地上1.8m未満のもの



- ⑨ 二輪自動車に備えられているフェアリングであって鋭利な突起を有するもの。
- ⑩ 自動車の両側面に備える方向指示器（大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。）が自動車の幅から突出しているものであって、最外部に接する車両中心線と平行な鉛直面とその取付部附近の自動車の最外側との距離が100mmを超えて突出しているもの



- ⑩ 次に掲げる装置について、それぞれに掲げる部分から突出しているものであって、車体に取り付けられた状態で直径 100mm の球体が接触する範囲においてその外部表面の曲率半径が 2.5mm 未満の突起を有するもの。  
 ただし、突出量が 5mm 未満であってその外向きの端部に丸みが付けられているもの、突出量が 1.5mm 未満のもの、突起の硬さが 60 ショア (A) 以下のものにあつてはこの限りでない。  
 ア 自動車の両側面に備える方向指示器 (大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。) にあつては、自動車の幅  
 イ 高さ 2m 以下に取り付けられた周辺監視装置にあつては、自動車の長さ及び幅
- (6) 乗車定員が 10 人未満の専ら乗用の用に供する自動車 (UN R26-04 の 5. 及び 6. に適合している自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) 及び乗車定員が 10 人未満の専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) 以外の自動車であつて、次に掲げるものは、(2) の基準に適合しないものとする。
- ① 乗用自動車及びその形状が乗用自動車の形状に類する自動車 (いわゆる貨客兼用貨物自動車、警察車のパトロール車等) の後部に備えるバンパ (その端部が、車体後部側面附近にあるものに限る。) であつて、次に該当しないもの  
 ア 車体の凹部に組み込まれているもの  
 イ 車体とのすき間が 20mm を超えず、かつ、直径 100mm の球体を車体及びバンパに接触させた場合において球体に接触することがないものであつて、その端部附近の部分が車体側に曲げられているもの
- ② 地上 1.8m 以下に備えられているアンテナの取付部であつて、その附近の車体の最外側から突出しているもの
- (7) 自動車 (ポール・トレーラを除く。) の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、視認等その他適切な方法により審査したときに、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 2 分の 1 (物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあつては 3 分の 2、その他の自動車のうち小型自動車にあつては 20 分の 11) 以下でなければならない。  
 ただし、大型特殊自動車であつて、操向する場合に必ず車台が屈折するもの又は最高速度 35km/h 未満のものにあつては、この限りでない。
- (8) 次に掲げる自動車は、(7) の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車」とする。
- ① 物品を積載する装置を有しない自動車  
 ② 物品を積載する装置が次に該当する自動車  
 ア タンク又はこれに類するもの  
 イ コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの
- ③ 物品を積載する装置の後面に、荷台の床面からの高さが 155cm 以上の煽又はこれに類する構造物 (折りたためるものにあつては、折りたたんだ状態とする。)
- ④ バン型自動車等であつて、後面の積卸口の全体に観音開き式、片開き式、上下開き式又はシャッター式のとびらを備えているもの
- ⑤ 専ら車両を運搬する構造の自動車であつて、次に掲げる要件を満たすもの  
 ア 荷台床面は、中央部が開口形状、穿孔形状その他自動車以外の物品を容易に積載できない形状であること。  
 イ 後煽は、積載した車両の一部が後方に突出しない構造であり、高さが荷台床面から 45cm 以上のものであること。  
 ただし、複数階式の荷台を有する自動車の次に掲げる部分にあつては、この限りでない。  
 (7) 最後部の車軸中心から床面の後端までの水平距離が最遠軸距の 2 分の 1 以下の床面  
 (4) 荷台床面の中央部が前端から後端までにわたり開口している部位  
 ウ 原動機等の動力を用いて荷台を斜め下方へスライドし、地面に接地させる機能を有する自動車にあつては、側煽の高さが (煽の固縛金具、金具取付台及び支柱を除く。) 荷台床面 (自動車の最前部の車軸中心 (セミトレーラにあつては連結装置中心) から最後部の車軸中心までの間に位置する床面に限る。) から 15cm 以下のものであること。
- ⑥ 最大積載量 500kg 以下の特種用途自動車であつて、特種な作業に伴つて使用する必要最小限の工具等を積載するための荷台を有するもの
- (9) (7) の「最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離」は、空車状態の自動車を平坦な面に置き、巻尺等を用いて次により車両中心線に平行に計測した長さとする。
- ① 車体には、次に掲げるものを含むものとして計測する。  
 ア クレーン車のクレーンブーム  
 イ スキーバスの車室外に設けられた物品積載装置  
 ウ 追突の衝撃を緩和する装置  
 エ 特種用途自動車に備える特種な設備又は作業用の装置

- ② 車体には、バンパ、フック、ヒンジ等の附属物を含まないものとして計測する。
- ③ 車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてそれぞれ計測する。
- ④ 故障した自動車を吊り上げて牽引するための装置（格納できるものに限る。）を備えた自動車にあっては、当該装置を格納した状態で計測する。

(10)次に掲げるものは、(7)の基準に適合するものとする。

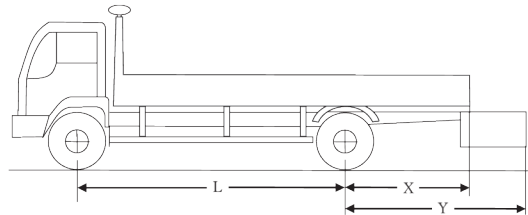
- ① 追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車（(8)の自動車以外のものに限る。）であって、次に掲げる要件を全て満たすもの。

ただし、平成24年9月28日以前に架装された追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、この限りでない。

ア 自動車の最後部の車軸中心から、追突の衝撃を緩和する装置を除いた車体の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1以下（小型自動車にあっては20分の11以下）であるもの

イ 自動車の最後部の車軸中心から、車体の後面までの水平距離が最遠軸距の3分の2以下であるもの

(参考図)



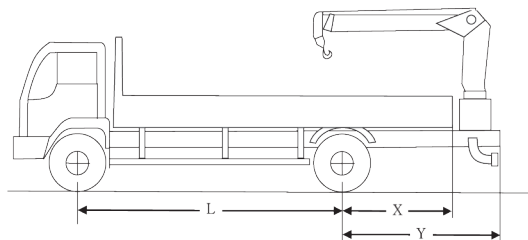
$$X \leq \frac{1}{2}L \left[ \frac{11}{20}L \right] \quad Y \leq \frac{2}{3}L$$

- ② 物品積載装置の後にクレーン等を備えた自動車（(8)の自動車以外のものに限る。）であって、次に掲げる要件を全て満たすもの。

ア 自動車の最後部の車軸中心から、物品積載装置の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1以下（小型自動車にあっては20分の11以下）であるもの

イ 自動車の最後部の車軸中心から、車体の後面までの水平距離が最遠軸距の3分の2以下であるもの

(参考図)



$$X \leq \frac{1}{2}L \left[ \frac{11}{20}L \right] \quad Y \leq \frac{2}{3}L$$

7-28-2 欠番

7-28-3 欠番

7-28-5 従前規定の適用①

昭和34年9月15日以前に製作された自動車（最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が長くなる改造を行う場合を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。

7-28-5-1 性能要件

(1) 車枠及び車体は、次の基準に適合するものでなければならない。

- ① 車枠及び車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものであること。

この場合において著しく損傷した車枠及び車体は、「堅ろう」とされないものとする。

- ② 車体は、車枠に確実に取付けられ、振動、衝撃等によりゆりみを生じないようにになっていること。

(2) 車体の外形その他自動車の形状は、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。

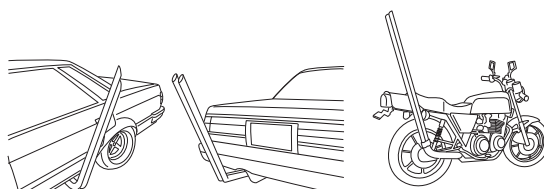
ただし、大型特殊自動車にあっては、この限りでない。

なお、次の例に掲げるものにあつては、他の交通の安全を妨げるおそれのあるものとして取扱うものとする。

(例)

四輪自動車

二輪自動車



(3) 次の各号に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされないものとする。

① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 2.8t 以下の自動車に備えるエア・スポイラ（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるもの並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるものを除く。）であって、次の要件に適合するもの

ア エア・スポイラは、自動車の前部及び後部のいずれの部分においても、自動車の最前端又は最後端とならないものであること。

ただし、バンパの下端より下方にある部分であって、直径 100mm の球体が静的に接触することのできる部分（フロアラインより下方の部分を除く。）の角部が半径 5mm 以上であるもの又は角部の硬さが 60 ショア（A）以下の場合にあつては、この限りでない。

イ エア・スポイラ（バンパの下端より下方にある部分及び地上 1.8m を超える部分を除く。）は、直径 100mm の球体が静的に接触することのできる部分に半径 2.5mm 未満の角部を有さないものであること。

ただし、角部の硬さが 60 ショア（A）以下のとき、又は角部の高さが 5mm 未満の場合若しくは角部の間隔（直径 100mm の球体を 2 つの角部に静的に接触させたときの接点間の距離をいう。）が 40mm 以下の場合であつて角部が次表に定める角部の形状の要件を満足するときは、この限りでない。

角部の高さ (h)	角部の形状	角部の間隔 (δ)	角部の形状
h < 5 mm	角部に外向きの尖った部分又は鋭い部分がないこと。	25 < δ ≤ 40mm	角部の半径が 1.0mm 以上であること。
		δ ≤ 25	角部の半径が 0.5mm 以上であること。

ウ エア・スポイラは、その附近における車体の最外側（バンパの上端より下方にある部分にあつては、当該自動車の最外側）とならないものであること。

エ エア・スポイラは、側方への翼状のオーバー・ハング部を有していないものであること。

ただし、次に掲げるいずれかの場合にあつては、この限りでない。

(ア) 側方への翼状のオーバー・ハング部の側端の部分と車体のすき間が 20mm を超えない場合

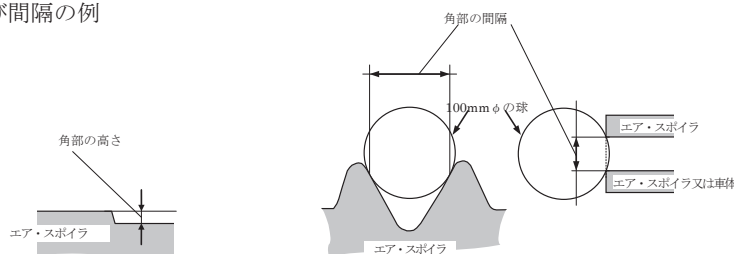
(イ) 側方への翼状のオーバー・ハング部の側端が当該自動車の最外側から 165mm 以上内側にある場合

(ウ) 側方への翼状のオーバー・ハング部のうち当該自動車の最外側から 165mm 以上内側にない部分が、歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造である場合。

この場合において、側方への翼状のオーバー・ハング部の側端附近に、車両中心線に平行な後向き方向に 245N 以下の力を加えたとき、当該自動車の最外側から 165mm 以上内側にない部分がたわむ、回転する又は脱落するものは、「歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造」とする。

オ エア・スポイラは、溶接、ボルト・ナット、接着剤等により車体に確実に取付けられている構造であること。

(例) 角部の高さ及び間隔の例



② 次に掲げるエア・スポイラであつて損傷のないものは、(3) ①の基準に適合するものとする。

ア 指定自動車等に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているエア・スポイラ

イ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているエア・スポイラ又はこれに準ずる性能を有するエア・スポイラ

ウ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき外装の装置の指定を受けた自動車に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているエア・スポイラ

③ 乗車定員が 10 人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて、車体の外形その他自動車の形状が指定自動車等と同一の構造を有し、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。

④ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている車枠及び車体と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。

⑤ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた外装と同一の構造を有し、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。

⑥ 回転部分が突出する改造を行った自動車については、7-28-1 (3) ①及び②の基準を適用する。

(4) 自動車の窓、乗降口等の扉を閉鎖した状態において、次に掲げるものは、(2)の基準に適合しないものとする。

① バンパの端部であつて、通行人の被服等を引掛けるおそれのあるもの

検査員 & 整備主任者の  
保安基準と審査事務規程〔原文〕  
令和6年版

■発行日 令和6年 4月 1日

■定 価 3,000円 送料別

■発 行 株式会社 公論出版